

令和 8 年度第 1 回 東御市文化財保護審議会次第

日時 令和 8 年 7 月 27 日（月）

午後 1 時 30 分から

場所 東御市役所 2 階第 2 委員会室

1 開会

2 委嘱書交付

3 教育長あいさつ

4 審議会の役割について

5 役員選任

会長 _____

副会長 _____

6 報告事項

(1) 県有形民俗文化財西宮の歌舞伎舞台雨水対策事業の交付決定について

(2) 国史跡戌立石器時代住居跡指定地番の訂正について

(3) その他

ア 市有形文化財櫻井神社本殿彫刻の保護について

イ 市天然記念物滋野（片羽）稲荷神社の皂莢（さいかち）の維持管理について

ウ 市天然記念物オオルリシジミ保護区域における監視カメラ設置事業について

エ 県史跡山浦真雄宅跡現状変更行為について

7 閉会

東御市文化財保護審議会名簿

任期: 令和7年3月1日～令和9年2月28日

審議会委員

氏 名	専門分野	経 歴
寺島 隆史	中世史・近世史・近代史・古文書	元上田市立博物館長、元東部町誌歴史編執筆者、上田大紀行執筆者
児玉 卓文	考古学・民俗学・古文書	元長野県立歴史館文献史料課長兼主任指導主事、元長野県文化課指導主事
宮下 知茂	中世史・近世史・仏教史	東信史学会会員、上小仏教文化研究会会員、上田大紀行執筆者
出川 洋介	生物多様性・分類、形態・構造、細菌学(含真菌学)、植物保護科学、教育工学	現筑波大学生命環境系山岳化学センター菅平高原実験所所長、菌学研究室准教授
尾見 智志	考古学(弥生時代～中世)・城郭(上田城 上小地域の山城)	元信濃国分寺資料館長

※出川委員の任期については、前任の退任に伴う残任期間に合わせ、令和8年4月からとなっています。

事務局

職 名	氏 名
企画振興部長	中村 昌彦
文化・スポーツ振興課長	安川 祐介
文化振興係長	日向 大季
文化振興係主査	小暮 絵里子
文化振興係主任	滝沢 郁美
文化振興係文化財専門員	荻原 理絵

報告事項(1) 県有形民俗文化財 西宮の歌舞伎舞台 雨水対策事業の交付決定について

1 文化財の概要

文化財名称	西宮の歌舞伎舞台
指定区分	県有形民俗文化財
所在地	東御市祢津 2253
所有者	西宮区
指定年月日	昭和 57 年 8 月 16 日

【概略】

江戸時代の文化 13 年（1816）に造られたことが古文書に記されている。その後、明治 2 年（1869）に改修されたが、主屋部分の構造は創建当時の古い部材が残されており、回しのある舞台（回り舞台）で、セリも田楽も作動し、現在も使用可能な舞台としては現存最古の舞台であるといわれている。

規模の大きさ、能舞台の遺構がみられること、背面の窓を開けると裏山を背景として用いることができることなど、農村の演劇史上からも貴重なものとされる。地元では「舞台見るなら西宮へ、芝居見るなら東町へ」と言い伝えられており、現在も保存会によって舞台の管理が続けられている。



舞台外観



位置図

2 これまでの経過

時期	内容
令和 6 年度 第 1 回審議会	雨水対策事業について審議
令和 7 年度	県補助金を要望 → 不採択
令和 8 年度	再度県補助金を要望 → 令和 8 年 5 月に交付決定
現在	足場設置及び現地調査を実施中

3 事業の目的

本事業は、雨水の侵入を防止して文化財建造物の保存を図るとともに、安全な舞台環境を確保し、地域に受け継がれてきた歌舞伎奉納を将来にわたり継承することを目的とする。

令和 10 年 4 月に開催される祢津健事神社御柱祭において奉納歌舞伎が予定されており、令和 9 年度からは演者による稽古が開始される予定である。

4 修理概要

(1) 補助事業者

西宮歌舞伎保存会

(2) これまでの修理履歴

年度	内容
昭和 45 年	茅葺屋根をカラー鉄板葺きへ改修
平成 15 年度	カラー鉄板屋根再塗装
令和 8 年度	今回修理（雨水対策）

(3) 現状

経年劣化により屋根全体に錆が発生し、一部に穴あきが確認されている。また、令和 6 年 4 月の強風により屋根の一部が破損したほか、鼻隠し、軒、棟板金、雨樋等にも損傷が見られ、雨漏りによる隅柱の劣化も確認されている。



現況写真（令和 8 年 6 月末）

(4) 工事内容

カラー鉄板による屋根のカバー工法、野地合板張り、ルーフィング施工、屋根鋼板張り
軒樋・豎樋取付

5 事業概要

【事業費】

負担区分	金額
県補助金（補助率 3 分の 2）	11,146 千円
市補助金（補助率 県補助残の 2 分の 1）	2,787 千円
保存会負担	2,787 千円
合計	16,720 千円

【工期】 令和 8 年 6 月 18 日～12 月上旬（予定）

時期	工程
6 月	足場設置・現地調査
7～8 月	木工事（屋根下地・野地合板張り）
9～11 月	屋根板金工事
12 月上旬	完成予定

報告事項(2) 国史跡戌立石器時代住居跡の指定地番の訂正について

1 文化財の概要

文化財名称	戌立石器時代住居跡
指定区分	国指定史跡
所在地	東御市滋野乙 3464-1
所有者	天照寺
指定年月日	昭和8年2月28日指定

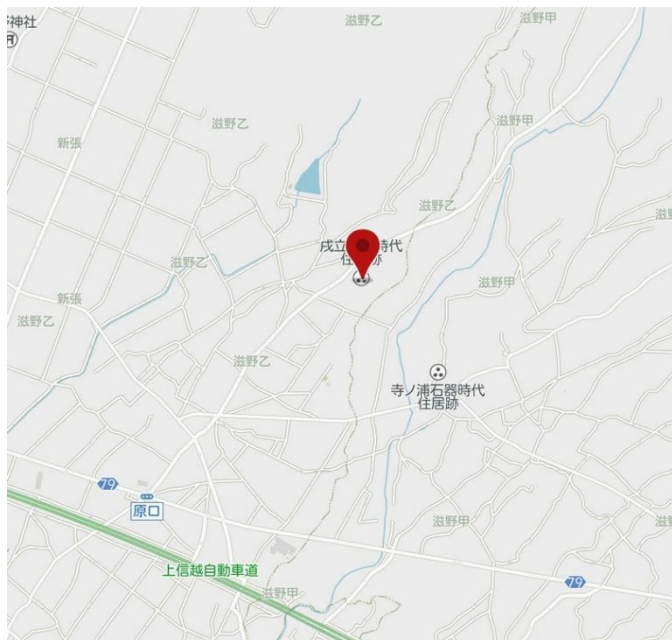
【概略】

戌立石器時代住居跡（以下戌立遺跡と記載）は西沢川と大石沢川にはさまれた丘陵地の上にある遺跡。縄文中期～縄文後期中頃までの遺跡と考えられる。

昭和5年に小規模な発掘調査を行ったところ、敷石のある竪穴式住居や炉跡、多数の出土品が発見。隣接の寺ノ浦遺跡（現小諸市井子）と共に昭和8年（1933）に文部省の指定史跡となる。

遺跡範囲確認調査として発掘調査を昭和58年（1983）、59年（1984）に実施。小諸市側も含めると約80,000㎡以上にわたる大遺跡であることが明らかとなる。

【位置図】



【現況写真】



遺跡外観（南側）



遺跡（西側）



遺跡（北西側）

2 相談及び経過、市の対応

時期	内容
令和 6 年度	戊戌遺跡の指定範囲は「滋野乙 3464-1」となっているが、地元保存会（戊戌・寺ノ浦石器時代住居跡保存会）から、遺跡の保護・活用にあたり、指定範囲が戦前の指定であいまいになっているため、明確にしてほしいとの要望あり。 市では滋野乙 3464-1、-2、-3 の 3 筆を指定範囲とみなし、各土地所有者と賃貸借契約を結び、借地料を支払っている。 当該土地に係る過去の資料を調査し、県文化振興課文化財係と現地立会及び打ち合わせ、協議を重ねる。
令和 7 年度	文化庁から、土地台帳や登記簿等の公的資料を整理して土地の変遷を明らかにし、届出をすれば指定範囲訂正の手続きは可能との回答を得る。 戊戌遺跡が国指定史跡に指定された官報（文部省昭和 8 年 2 月 28 日文部省告示第 59 号・戊戌石器時代住居跡「長野県小県郡滋野村戊戌乙 3464 番地」）を県から取り寄せ確認した（別紙 1 参照）。 その後、戦後の昭和 25 年（1950）の農地解放により、土地が 3 筆に分筆され、所有者等は変わりつつも史跡としては変更手続きがされないまま、現在に至ることが判明した。（別紙 2 土地変遷一覧表、別紙 3 航空写真図参照）

3 市の今後の対応

土地の変遷の流れを整理したうえで、史跡の範囲を現在の「滋野乙 3464-1」ではなく、時代変遷の中で分筆していった結果である「滋野乙 3464-1、-2、-3」の 3 筆を戊戌遺跡の史跡指定範囲として、文化庁へ地番訂正の手続きを行う。

また、市ホームページ、市教育委員会発行「東御市の文化財」等に記載している「文部省指定史跡（約 435 ㎡）」についても今回修正を行う。（別紙 4 東御市の文化財参照）

報告事項（3）その他

ア 市有形文化財 櫻井神社本殿彫刻の保護について

1 文化財の概要

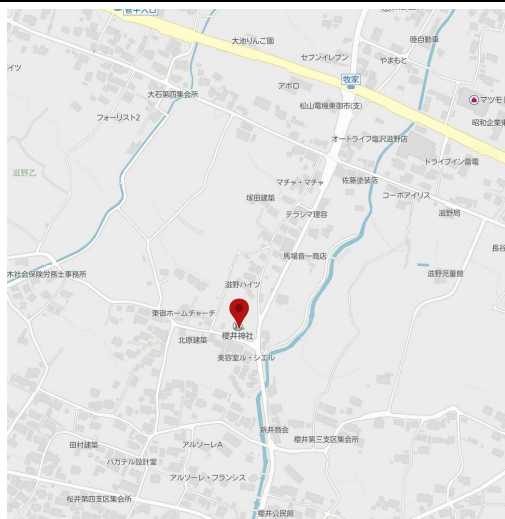
文化財名称	櫻井神社本殿彫刻
指定区分	市指定有形文化財
所在地	東御市滋野乙 1044
所有者	桜井区
指定年月日	平成 7 年 5 月 26 日

【概略】

櫻井神社は火災による焼失後、明治 20 年(1887)に現在の社殿が再建された。本殿には様々な彫刻が見られるが、特に左右と背面の胴羽目には著名な伝説の場面が、櫨（けやき）の一枚板に彫られている。

櫻井神社本殿の優れた彫刻は、江戸彫工三流派の一つ石川流の彫師で宮大工でもあった山崎儀作（1831～1898）の作である。儀作は妻科（長野市）の人で、北信を中心に幕末から明治にかけて活躍し、優れた作品を数多く残している。

彫刻については、指定当初から風雨等による劣化防止を目的として保護板で覆われ、保存管理が行われてきた。



位置図



配置図

【現況写真】



西側外観①



西側外観②



西側覆屋内部



東側覆屋内部



正面覆屋内部

2 所有者からの相談及び経過

時期	内容
令和7年度6月20日	区長期計画ヒアリングにて、彫刻を地域住民が鑑賞できるよう、本殿外部から見える形で三面を透明板に張り替えるとともに、説明看板を設置したいとの相談あり。過去にも同様の検討が行われたが、費用負担の問題から実施を見送った経過がある。
令和7年7月18日	現地確認を実施。市単独の文化財保護補助金を活用した場合でも、事業費の2分の1は所有者負担となるため、所有者側において資金計画及び事業実施方針を整理した上で、引き続き協議を行うこととした。
令和8年5月27日	配分金を財源として令和8年9月以降に事業を実施したい旨の申し出あり。区内協議の結果、既存保護板を更新し、透明な板により彫刻部分を覆うことで、文化財を保護しながら外部から鑑賞できるようにしたいとの意向が示された。保護板撤去案も出たが、安全性及び継続性を重視し、保護板を設置する方針でまとまった。保護板の素材は劣化しにくいものを検討中。

3 所有者が希望する対応方法

既存保護板の撤去及び更新による彫刻の保護及び公開

見積額	2,243,450 円（税込み）
内容	本殿外部板塀修理、足場設置、保護板撤去処分費、保護板設置、雨樋補修

4 対応方法の妥当性について

(1) 景観及び外観との調和について

本件は、新たに保護板を設置するものではなく、老朽化した既存保護板を更新するものである。当該彫刻は文化財指定以来、保護板により保存管理が行われてきた経過があり、今回の対応は従前の管理方法を継続するものである。透明な保護板を採用することで、これまで遮られていた彫刻を外部から視認できるようになり、文化財としての価値を地域住民が身近に感じられるようになることが期待される。

(2) 木造彫刻の保存への影響について

保護板は、彫刻を密閉空間に封じ込めるものではなく、従来と同様に通気を確保した構造とすることで、湿気滞留による保存環境への悪影響は生じないものと考えられる。

報告事項(3) その他

イ 市天然記念物 滋野（片羽）稲荷神社の皂莢（さいかち）の維持管理について

1 文化財の概要

文化財名称	滋野（片羽）稲荷神社の皂莢
指定区分	市天然記念物
所在地	東御市滋野 3034
所有者	片羽区
指定年月日	平成9年7月25日指定

【概略】

この皂莢（以下サイカチと表記）は稲荷神社の境内に生えている御神木であり、伝承によると推定樹齢約350年、樹高約12m、胸高周囲約4.7mの巨木で県内有数の太さを誇る。

樹勢は良好、半球状の樹冠を持ち、幹の基部には空洞とこぶ状の突起がみられる。区の氏子や住民により管理されてきた。

種子の入った30センチくらいのサヤを付け、サヤにはサポニンという物質が含まれていて石鹸の代用としても利用できる。中の種子は薬になるともされ、昔は多くの人がサヤを拾っていったという。

【位置図】



【現況写真】



神社外観（南側）



サイカチ（南側）



サイカチ（北東側）



サイカチ（北西側）

2 所有者からの相談及び経過

時期	内容
令和7年5月1日	サイカチの枝が伸びてきていて神社の社殿の屋根にかかるため、剪定したいと市へ相談あり。 サイカチは市天然記念物であるため、剪定を行うにはまず樹木医の診断を受けてほしいと案内。また、市の文化財保護事業補助金の対象となるかとの質問に対し、補助要項を説明。
令和7年12月5日	樹木医（上田市・藤本エクステリア）の診断を受け、診断書とその措置（土壌改良による治療及び剪定）の見積書が出たとの申し出あり。 診断書によると、太い枝が枯れていたり、幹の根元に空洞化が見られているなど腐朽が進んでいる。サイカチは老木であり、明らかに木は衰えているため、枝の剪定を行うにはまず治療（土壌改良）が必要。その処置のうえで、枝の剪定を行うとの診断。

3 所有者が希望する対応方法

樹木医（藤本エクステリア）の診断書に基づくサイカチの土壌改良及び枝の剪定

見積額	176,000 円（税込み）
内容	土壌掘り取り、土壌改良材（腐葉土、バーク堆肥、赤玉土）、整地、枯れ枝剪定、剪定枝処分費等

4 対応方法の妥当性について

本件は、樹木医による診断のもと、サイカチの土壌改良を行ったうえで枝の剪定を行うものである。サイカチは老木であり、文化財保護の観点から、処置を行うには特別な配慮が必要。今回の施工業者は樹木医本人が木の状態を踏まえたうえで実施するため、今回の措置は妥当と思われる。

5 その他

所有者である片羽区に現状変更手続き及び市の文化財保護補助事業の申請手続きをしてもらい、令和8年度秋～冬に事業を実施し、市から区へ総事業費の2分の1の補助を行う予定。

報告事項(3) その他

ウ 市天然記念物 オオルリシジミ保護区域における監視カメラ設置事業について

1 文化財の概要

文化財名称	オオルリシジミ
指定区分	市天然記念物
所在地	東御市全域
指定年月日	平成 17 年 12 月 1 日指定

【概略】

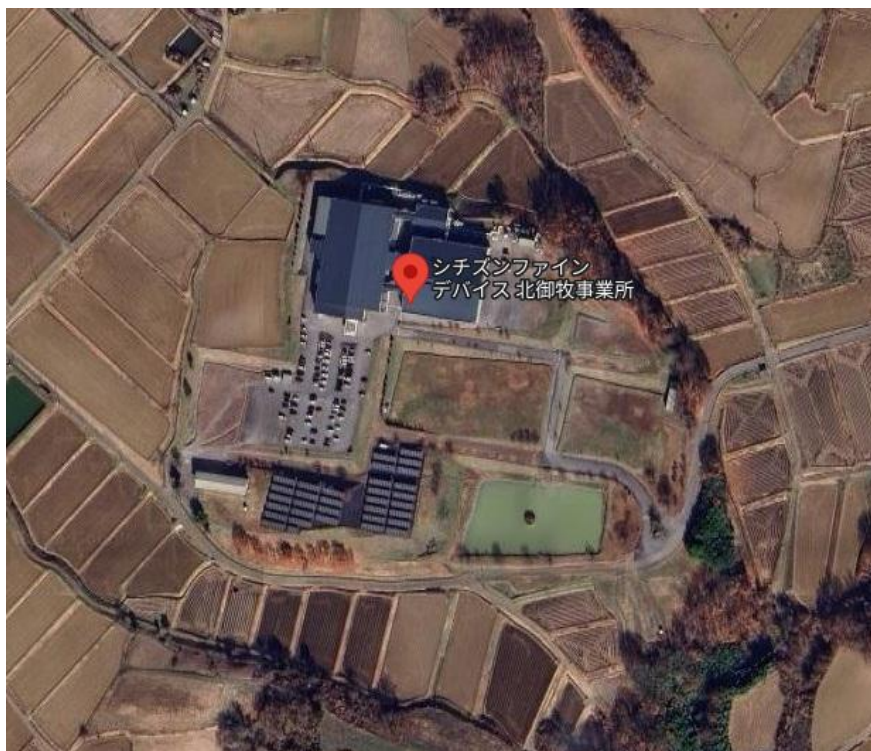
オオルリシジミは本州から九州の火山性の草原や河川敷などに生息しているシジミチョウの一種。生息環境の減少により、絶滅の危機に陥っている。（長野県レッドデータブックでは絶滅危惧種 IB 類（近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種）と規定。）貴重なチョウであるため、コレクター等による乱獲の危機にもさらされている。

オオルリシジミの生息域である北御牧地区においては、平成 11 年（1999）以降自然発生の個体が見られなくなっていたが、平成 14 年（2002）に北御牧のオオルリシジミを守る会を結成し、チョウの累代飼育、クララの保護、パトロール等保護活動を実施。地元農家や小学校、企業の協力の元、一定の成果を収め、再びチョウの自然繁殖が確認されるようになった。

【位置図】

シチズンファインデバイス株式会社・北御牧事業所（東御市八重原 353）

※敷地内の池周辺が現在オオルリシジミの生息域・観察場所となっている。毎年 5 月の観察会をはじめ、保全活動への取り組みや協力をいただいている。



【参考写真】



オオルリシジミ（オス）



オオルリシジミ（メス）



敷地内での観察会の様子

2 企業からの相談及び経過

時期	内容
令和8年7月15日	シチズンファインデバイス株式会社（以下シチズンと記載）にて北御牧事業所敷地内生息域における密猟対策および保護活動の一環として監視カメラの設置事業を計画。環境省の補助金の内示を受けているが、企業負担分について市の補助金制度が受けられないか市へ相談あり。

●環境省補助金事業内訳

事業名	絶滅危惧種であるオオルリシジミの生息を保護するための環境整備及び監視体制の見直し
事業費	2,024,000 円
事業場所	シチズンファインデバイス株式会社北御牧事業所内
実施主体	シチズンファインデバイス株式会社

国補助（環境省）	令和 8 年度 生物多様性保全推進交付金／内示：7 月 7 日／内示額 1,064,000 円
企業負担見込額	約 960,000 円（事業費－国補助内示額）

3 企業が希望する対応

市の文化財保護事業補助金で対応を希望。

※対応できない場合は環境省の補助金内示を辞退する意向あり。

制度名	東御市文化財保護事業等補助金交付要綱
対象経費	1 指定文化財の修理、復旧、保存、公開 その他その保存及び活用に関する経費
補助率	1 補助対象経費から国及び県の補助額を控除した額の 10 分の 5 以内
本件における取扱い	要綱上は補助対象となり得る（試算：約 480,000 円）
予算の状況	今年度当初予算に未計上のため、補正予算での対応が必要

4 対応の妥当性について

オオルリシジミは乱獲による採集数の多さから、蛹や産卵数が減少し、個体数の低下が懸念されている。生息数がこれ以上減少した場合、当該生息地における個体群の維持が困難となるおそれがあり、来年の発生期を待たずに対策を講じる必要性が高いと考えられる。

5 今後の対応について

シチズンが来年度以降の発生期に向けて保全活動に前向きな姿勢を示していることを重視し、シチズンの意向を大切にす観点から、9 月補正予算にて補助金（約 480,000 円）対応できるように現在内部にて調整中。

報告事項 (3) その他

エ 県史跡 山浦真雄宅跡の現状変更行為について

1 文化財の概要

文化財名称	山浦真雄宅跡
指定区分	県史跡
所在地	東御市滋野甲 1939
所有者	個人
指定年月日	昭和 37 年 7 月 12 日

【概略】

山浦真雄宅跡は千曲川の断崖に臨んだ景勝の地にあり、敷地内には江戸時代末期の刀工、山浦真雄・清麿兄弟をしのぶ山浦兄弟生誕碑があり、旧居宅跡と鍛冶場、石造の水瓶 2 基が残っている。

山浦真雄は文化元年（1804）にこの地に生まれ、25 歳の時に江戸で作刀を学ぶ。その後、上田藩、小諸藩、松代藩の藩工となり、優れた作品を残す。明治 4 年（1853）に隠居し、悠々自適に過ごし、明治 7 年（1874）71 歳で没。

【位置図】



2 所有者からの相談及び経過

時期	内容
令和7年5月20日	所有者は史跡指定地内に建設されている住宅（母屋）と付属倉庫の老朽化に伴い、建て替えを計画。所有者が依頼した施工業者である建設業者から市へ相談あり。

●現状変更行為手続きの時系列

まず指定地内の既存建物（母屋、付属倉庫）の解体工事（現状変更①）を行い、更地としたうえで、母屋、付属倉庫の新築工事（現状変更②）を行った。

時期	現状変更内容
令和7年8月4日	現状変更行為（建物解体）申請
令和7年8月27日	現状変更行為（建物解体）許可
令和7年10月10日	現状変更行為（期間変更）届出 ※期間を令和7年10月20日から令和7年11月28日までに変更
令和7年10月17日	現状変更行為（期間変更）届出許可
令和7年10月24日	現状変更行為（建物解体）完了、終了報告書提出
令和7年10月27日	現状変更行為（新築工事）申請
令和7年10月31日	現状変更行為（新築工事）許可
令和8年5月25日	現状変更行為（新築工事）完了、終了報告書提出

3 現状変更行為における史跡への保護措置

工事の際は史跡指定地外に機材等を仮置きし、史跡に影響が出ないように配慮。母屋建設予定地に隣接している鍛冶場跡の建物をき損しないように十分注意して作業を行った。

解体に伴う基礎除却、新築の基礎施工等の掘削工事の際は、市職員による工事立会を実施し、旧邸宅の遺物、遺構等の埋蔵文化財に配慮し、不測の事態に備えた。

解体・新築によって、大きく史跡の景観が変わることとなるが、建物は景観に配慮した設計の上、工事を行った。

【写真】



現状変更（解体工事）前 母屋



現状変更（解体工事）前 付属倉庫



現状変更（解体工事）完了後



現状変更（新築工事）完了後